

メガEPA原産地規則研修

自己申告（証明）制度に基づくメガEPA原産地規則・新制度への対応は万全ですか？

メガEPA（TPP11及び日EU・EPA）の原産地規則では、輸出者、生産者又は輸入者による自己申告（証明）制度が採用されています。そのため、輸出入者・生産者の皆様は、これまでの輸出国発給当局に依頼した第三者証明制度とは異なり、自ら原産地規則を正確に理解し、適正な申告（証明）を行うことが求められます。また、輸入された製品の原産性に疑義がある場合には、輸入国税関からの直接的又は間接的な書面・訪問による検証制度（事後確認制度）が採用されているので、原産性疎明に対する準備も必要となります。本セミナーでは、メガEPA原産地規則の主要条文の正確な理解だけでなく、実務上の注意点、適正な申告に必要な関税分類及び申告書の作成方法等について解説するなど、実務に即したより実践的な内容の講座となっております。

受講料

会員価格※ 13,200円/名（教材費・消費税込）

一般価格 19,800円/名（教材費・消費税込）

※日本関税協会賛助会員、貿易実務研究部会員、通関研究部会員、CIPIC会員及びJASTPRO賛助会員の方

開催日

【大阪会場】

日時：2020年2月17日（月）

時間：9:30 - 17:00

会場：CIVI研修センター新大阪東

（大阪市東淀川区東中島1丁目19番4号
新大阪NLCCビル）

プログラム

（対象：原産地規則について基本的な知識をお持ちの方）

午前（9:30-12:30）

- ・研修の概要、我が国のこれまでのEPA及びメガEPA（TPP11及び日EU・EPA）の概要
- ・TPP11及び日EU・EPA原産地規則の原産性基準の概要と証明実務上の注意点
- ・TPP11及び日EU・EPA原産地規則の累積、デミニミス、その他の規定の概要と証明実務上の注意点

午後（13:30-17:00）

- ・関税分類の基礎知識（通則の解説）
- ・自己申告制度の下での証明実務の概要と事後確認において事業者として留意すべき点
- ・TPP11及び日EU・EPA原産地規則に基づくケーススタディ
- ・関税法施行令及び関税法基本通達に基づく原産品申告書・同明細書の作成方法
- ・全体の質疑応答

※本セミナーにおいては、メガ協定の基本的な事項に加え、日米貿易協定原産地規則、日EU・EPAの改訂ガイダンス・ガイドラインの変更点の詳細説明を行います。

講師紹介

今川 博：（一財）日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）業務二部長、青山学院大学経営学研究科客員教授、WCO認定専門家（原産地規則、基準の枠組み）。20年超にわたり原産地規則の策定・執行に従事し、国際機関等での勤務・内外講演経験も豊富（国連貿易開発会議（GSP）5年、WCO（WTO非特惠調和規則）9年、インドネシア経済担当調整大臣府（JICA専門家）3年、51ヶ国92都市で講演）。TPP、日EUを含む原産地規則交渉にも多数参画。東京税関総括原産地調査官、財務省関税局原産地規則専門官を経て、2015年横浜税関業務部長。2016年9月から現職。

松本 敬：（公財）日本関税協会 調査研究部長、青山学院大学経営学研究科客員教授、政策研究大学院大学客員教授。WCO認定専門家（基準の枠組み、通関所要時間調査）。税関研修所教官、インドネシア関税局長政策顧問（JICA専門家）、関税局課長補佐（APEC担当）、WCOアジア太平洋キャパシティビルディング事務所長、関税国際交渉専門官、WCO事務局対外調整官を経て、2014年大阪税関総務部長。2015年9月から現職。

お申込み方法

日本関税協会WEBサイト → メガEPA原産地規則研修 → 「申込フォーム」に必要な事項を入力の上、送信してください。確認後、ご担当者様宛に請求書をお送りさせていただきます。ご入金確認ができましたらメールにて受講票をお送りいたします。

公益財団法人 日本関税協会

JAPAN TARIFF ASSOCIATION

調査・研究グループ Study & Research Group

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4-2 日専連朝日生命ビル6F

TEL：03-6826-1433 FAX：03-6826-1435

URL：http://www.kanzei.or.jp/